

## ロシア連邦憲法（基本法）草案

### 【前文】

第 6 回ロシア連邦人民代議員大会と憲法委員会が承認した基本諸規定。

ロシア連邦構成主体、立法発議権を有するその他の主体の提案を考慮し、憲法委員会の WG が作成したもので、憲法協議会で審議されるロシア連邦憲法草案のバリエントでもある（1993 年 8 月段階）。

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、わが国において共通の運命によって結びつけられ、祖国への愛、幸福への願望と善と正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、人の自由と権利ならびに価値ある生命、市民的平和および合意を承認し、歴史的に形成された国家的統一を保持し、ロシアを復興し、そしてそれを搖るぎない民主的な国家とし、現在と未来の世代に対するわが祖国への責任に基づき、世界共同体の一員であることを自覚して、ロシア連邦憲法を採択し、それをわが国の最高法規としてここに宣言する。

### 第 1 部

#### 第 1 編 憲法体制の原則

##### 第 1 条 国家主権

- ① ロシア連邦-ロシアは、共和制の統治形態をとる主権的で、法治の、民主的で、連邦制の、社会的、世俗的な国家である。国家の名称のロシア連邦（略称 РФ）および「ロシア」は同義である。
- ② ロシア連邦は、一体的で分割できない国家としてその領域および領空に対し、最高の権力を有し、独立して対内的および対外的政策を定め、それを執行し、その全領域において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制定する。
- ③ 国家は、社会の公的な代表であり、そのどこか一部ではなく、社会全体に奉仕し、人および市民に對し責任を負う。

##### 第 2 条 人、その権利および自由—最高価値

- ① 人、その生命および健康、名誉および尊厳、個人のプライバシーおよび安全、権利および自由は、ロシア連邦において最高の価値である。その承認、遵守および擁護は、国家の主要な義務である。ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の規定ならびに一般に承認された国際法の原則および規範にしたがい、人と市民の権利および自由を保障する。
- ② 万人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等の保護を受ける権利を有する。
- ③ 人と市民の権利および自由は、人種、肌の色、民族的属性、性、言語、社会的出自、社会的、財産上および職務上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への参加、居住地およびその他の事情のいかんに関わらずこれを保証する。

##### 第 3 条 法の最高性

- ① 国家、ならびにその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、法とそれに基づくロシア連邦憲法に服する。

- ② ロシア連邦憲法は、最高の法的効力を有し、その規範はロシア連邦において直接効力を有する。ロシア連邦憲法に違反するその他の法的アクトは、法的効力を有しない。
- ③ すべての法律は、公布されなければならず、公布されない法律はこれを適用しない。人と市民の権利、自由および義務にかかわるあらゆる規範的法的アクトは、それが一般的閲覧ができるように公布されていない場合は、これを適用することはできない。
- ④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法の一部をなす。ロシア連邦の批准した条約が、法律とは異なるその他の規定を定める場合は、この条約の規定を適用する。

#### **第4条 人民権力**

- ① ロシア連邦の主権の担い手および国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。ロシア連邦の市民は、直接に、ならびに国家権力および地方自治をとおして、その権力を行使する。
- ② 人民の直接的権力の最高の表現は、レフェレンダムおよび自由な選挙である。ロシア連邦憲法の定める国家機関および地方自治機関の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを行う。
- ③ 何人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は特別に重大な犯罪である。
- ④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制を暴力的に変更または廃絶しようとするあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

#### **第5条 政治的およびイデオロギー的多様性**

- ① ロシア連邦における民主主義は、政治的、経済的およびイデオロギー的な多様性と複数政党制、ならびに政治生活への市民の自由な参加に基づいてこれを実現する。
- ② いかなるイデオロギーまたは宗教も、これを国家的または一般的な拘束力を有するものとしてこれを定めることはできない。
- ③ その目的および行動が、ロシア連邦の憲法体制の暴力的変更もしくは廃絶、その一体性の侵害、国家の安全の破壊を意図した社会団体、ならびにその活動が人種的、民族的、社会的、宗教的な敵意および憎悪、テロリズム、戦争を引き起こす社会団体の創設および活動は、これを認めない。
- ④ 反憲法的な権力機構、違法な武装および軍事部隊の創設は、これを禁止する。

#### **第6条 権力分立**

- ① ロシア連邦における国家権力の体系は、立法権、執行権および裁判権への権力分立、ならびにロシア連邦とその構成主体ならびに地方自治のあいだの管轄事項および権限の区分の原則に基づく。
- ② 立法権、執行権および裁判権ならびに地方自治の諸機関は、独立して活動し、互いに協力し、それぞれの機関の権限の範囲を越えることはできない。

#### **第7条 連邦国家**

- ① ロシア連邦の国家・地域的構成は、連邦主義の原則に基づき、ロシア連邦の統一、国家権力の分権化およびロシア連邦の構成する諸民族の同権および自決を保障する。
- ② ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体である、共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区からこれを構成する。
- ③ ロシア連邦の構成主体の諸原則および法的地位の特性は、ロシア連邦憲法によってこれを定め、保証する。
- ④ ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄事項またはロシア連邦とその構成主体の共同管轄事項に含

まれない国家権力の権限は、ロシア連邦の構成主体に属し、ロシア連邦憲法およびそれぞれの憲法（憲章）に従って、それらが独立してこれを行使する。

## 第8条 自治

- ① ロシア連邦およびその構成主体は、地方自治を承認し、保証し、その自立を保障する。地方自治の諸機関は、国家権力のシステムにはこれを含めない。
- ② 市民社会の諸制度〔諸機関〕の自由および自治はこれを保証する。
- ⑤ 文化的自治はこれを保証する。

## 第9条 社会国家

- ① ロシア連邦の社会的任務は、個人〔人格〕の発達のための平等かつ公正な機会の保障、ならびに人および社会の福祉の達成である。
- ② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活の水準を決め、最低賃金水準を定め、家族、母性、父性および子ども、障がい者および高齢者に対する援助を保障し、社会的サービスの制度を発展させ、国家的年金、手当およびその他の社会的保護の保証を定める。
- ③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、文化的発展のために必要な条件を整備し、環境の安全と合理的な自然利用を保障する。

## 第10条 経済活動形態の多様性

- ① ロシア連邦においては、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と平等、それらの法的保護、誠実な競争および社会的利益はこれを保障する。
- ② ロシア連邦においては、単一の経済市場〔経済空間〕、単一の通貨単位、商品、サービス、資本、労働資源の自由な移動が保証される。それらに対する個別的な一時的な制限は、人びとの生活および健康の保護、環境、文化的および自然の遺産の保全、防衛および安全保障のために連邦法律によってこれを定めることができる。
- ③ 国家は、人と社会のために経済生活を規制する。
- ④ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と使用者、生産者と消費者のあいだの社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

## 第11条 国家同盟、世界共同体におけるロシア連邦

- ① ロシア連邦は、他の国家との同盟に参加し、所定の場合にはそれから離脱し、同盟の諸機関の創設に参加し、その権限の一部の行使をこれに委譲することができる。
- ② ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際組織およびその他の連合、集団的安全保障体制に参加し、全般的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな諸問題の解決をめざす。

## 第12条 憲法体制の統一性と安定性

- ① 憲法の本編に定める諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の揺るぐことのない原則である。
- ② ロシア連邦憲法のその他の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。
- ② ロシア連邦憲法の本編の規定の変更は、ロシア連邦レフェレンダム—全人民投票によってこれを行う。

## 第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

### 第1章 総則

## 第13条

- ① 人の基本的権利および自由は、譲渡されることはなく、生れながらにしてその者に属する。ロシアにおいては、人間的尊厳は不可侵である。いかなることであれ、人の尊厳を軽視する根拠とはならない。
- ② 各人は、権利の主体であり、そのようなものとして認められる。
- ③ ロシア連邦憲法に定めのある人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の権利および自由を制限するものではなく、法律によってこれを拡充することができる。
- ④ 人と市民の権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護のためにロシア連邦の憲法および連邦法律による場合のほかは、これを制限することはできない。そのような制限によって、権利および自由の実際上の否定がもたらされることがあってはならない。
- ⑤ 男性と女性は、平等である。

## 第14条

- ① 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵すものであってはならない。
- ② 権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または廃止、人種的、民族的、社会的および宗教的な敵意と憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために行使することは、これを禁止する。

## 第15条

エスニック共同体の権利および自由は、一般に承認された国際法の諸原則および諸規範ならびにロシア連邦の条約に従い、ロシア連邦憲法によってこれを保証する。

## 第2章 国籍

### 第16条

- ① 各人は、連邦法律に従って、ロシア連邦の国籍を取得または抹消する権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の別なく、平等である。
- ② ロシア連邦の市民は、その国籍または国籍を変更する権利を奪われることはない。
- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦の市民は、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約によらないかぎり、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- ⑤ ロシア連邦は、国外においてその市民の保護と庇護を保証する。

### 第17条

- ① 共和国は、独自の国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国がその国籍を定める場合には、その領土に恒常的に在住する領域の共和国の市民となる。その他の場合の共和国の国籍の取得は、連邦法律に従ってこれを行う。
- ③ ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦の国籍に関する権利および自由を制限しもしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

### 第18条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約に従い、外国の国籍を有することができる。
- ② ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するその権利および自由を制限され、またはその義務を免れることはない。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

## 第19条

- ① ロシア連邦の市民でなく、その領土内に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と平等の権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこれを除く。
- ② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて採択された連邦法律に従い、避難権を与える。

## 第3章 市民的、政治的権利および自由

### 第20条

- ① 各人は、生命に対する権利を有する。ロシア連邦においては、何人も恣意によって生命を奪われることはない。
- ② 国家は、死刑の廃止をめざす。死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対して科せられる刑罰の例外的措置として連邦法律によってこれを定め、陪審員の参加する裁判所の判決によってのみこれを言渡すことができる。

### 第21条

- ① 各人は、〔人身の〕自由およびその不可侵の権利を有する。
- ② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定によってこれを認める。裁判所の決定以前には、人は48時間以内に限ってその身柄を拘束されうる。身柄拘束の適法性は、裁判手続によりこれを審理する。
- ③ 何人も、その自発的な同意なしに、学術、医療および軍事またはその他の実験の材料とされることはない。

### 第22条

- ① 各人は、私生活[プライバシー]の不可侵、信書、会話、郵便、電話、電信およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、連邦法律に基づき裁判所の決定によって〔のみ〕これを認める。
- ② 各人は、その名誉および名声を擁護する権利を有する。
- ③ 人の私生活に関する情報の収集、保管、利用および処分は、連邦法律が定める場合を除き、その同意なしにはこれを認めない。
- ④ パスポート、身分証明書、身分事項を確認する証明書、採用時に要求される証明書類、就職時に要求される文書、およびその他の文書には、民族的帰属、社会団体への参加、外国滞在および独立の法律的意味をもたないその他の情報は、これを記載しないものとする。
- ⑤ ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、直接にその権利および自由にかかる文書および資料を閲覧し、自己に関わる国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および公務員の処分に関する情報を取得する権利を有する。

### 第23条

- ① 住居は、不可侵である。何人も、その居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。連邦法律によって、人びとの生命および健康を保護し、住居またはその財産に対する著しい損害を予防するために、この原則の例外規定を定めることができる。

② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律に基づき裁判所の決定がある場合にのみこれを認める。緊急の場合には、この行為の適法性の義務的な事後的司法審査を定める連邦法律のその他の手続をとることができる。

#### 第 24 条

① ロシア連邦の領土に合法的に在住するすべての人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に支障なく〔妨害されることなく〕帰国する権利を有する。

#### 第 25 条

① 各人は、思想、言論の自由ならびに意見および信条を妨害されることなく表現する自由に対する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明し、またはそれを放棄することを強制されることはない。

② 各人は、法律が禁止していない任意の方法によって情報を自由に探索し、取得し、作成し、普及する権利を有する。

③ これらの権利の制限は、個人および家族の秘密、職業上、商業上もしくは職務上の秘密または国家秘密、ならびに社会的モラルの遵守のために、連邦法律によってこれを定めることができる。職務上の秘密および国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律によって限定列挙方式でこれを定める。

#### 第 26 条

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびにその信念に従って行動する権利を保障される。

#### 第 27 条

① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表明する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定またはその表明を強制されることはない。

② 各人は、母語を使用し、ならびに交際、養育、教育および創作活動における言語を自由に選択する権利を有する。

③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によって追及される。

#### 第 28 条

ロシア連邦の市民は、直接に、またはその代表をとおして、社会と国家の事項の管理に参加する権利を有する。

#### 第 29 条

① ロシア連邦の市民は、法律に従って、選挙制の国家機関および地方自治機関の選挙における選挙権および被選挙権を有する。

② 選挙には、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力を宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決の執行により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。

③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、国家権力の連邦機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関の選挙、およびロヒア連邦において実施されるレフェレンдумに参加することができる。

- ④ 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

### 第30条

ロシア連邦の市民は、国家および地方の勤務に平等に就く権利を有する。国家および地方の職員の候補者に求められる資格要件は、その職務上の義務の内容によってこれを定める。

### 第31条

ロシア連邦の市民は、平和的にかつ武器を携帯しないで集会を行うことができる。市民は、事前の届け出を条件に、集会、街頭行進、示威行動およびピケッティングを行うことができる。

### 第32条

① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外については、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。

② 何人も、いかなる団体であれこれに加入し、またはその構成員に留まることを強制されることはない。

### 第33条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立てを行い、ならびに個人的または集団的な請願を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、それに関する決定を行い、法律の定める期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

## 第4章 経済的、社会的および文化的な権利および自由

### 第34条

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、財産権、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利においてこれを実現する。

### 第35条

① 各人は、単独および他人と共同で財産を所有し、占有し、使用し、および処分することができる。  
② 相続の権利は、これを保証する。

### 第36条

① 各人は、自ら自由に選んだ労働に対する権利を有する。  
② 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もされることなしに連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護および失業の場合の援助を受ける権利を有する。  
③ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約により、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、ならびに特定の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

### 第37条

① 各人は、医療的援助を含む健康保護の権利を有する。国家および地方の保健施設における医療的援助は、対応するそれぞれの予算、保険料、その他の収入の負担により無料でこれを行う。  
② 国家は、住民の健康の保護および増進に関する連邦プログラムの財政を管理し、国家的、地方的または私的な保健制度の発展に関する措置を構じ、各人の健康の増進、体育およびスポーツ、生態学上および衛生学・疫学上の安全に資する活動を奨励する。

③ 公務員による人びとの生命および健康に対し脅威となる事実および事態の秘匿は、連邦法律によりその責任が問われる。

### 第38条

各人は、快適な環境に対する権利、および生態学上の違法行為によってその健康または財産が受けた損害の補償を求める権利を有する。

### 第39条

① 各人は、老齢により、および労働能力を喪失しもしくは扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む社会的保護を求める権利を有する。

② 年金、ならびに一時的労働能不能および失業に対する手当は、公的に定められた最低基準を下回ることはない。

③ 国家は、社会的保護の制度を発展させ、さまざまの形態の公共の社会的援助および慈善事業を奨励する。

### 第40条

① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意によってその住宅を奪われることはない。

② 国家および地方自治機関は、住宅建設を促進し、住宅の権利の実現のためのその他の条件を整備する。

③ 住宅を必要とする者で、財産が少ないかまたは法律に定めるその他のロシア連邦の市民は、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドにより、法律の定める基準に従い、無料または支払い可能な金額で利用できる住宅を提供される。

### 第41条

① 各人は、教育に対する権利を有する。

② 国家的および地方的な教育施設および企業において、誰でも入学できる無償の就学前教育、普通中等教育および中等職業教育が保障される。

③ 各人は、選抜原則に基づき、無償で、国家的または地方的な教育施設および企業において高等教育を受ける権利を有する。

### 第42条

① 芸術的、技術的創造、学術研究および教育の自由、ならびに知的財産権は、法律によってこれを保護する。

② 各人は、文化生活に参加し、国家的および地方的な文化施設を利用する権利を有する。

## 第5章 権利および自由の保証

### 第43条

① 各人は、人と市民の権利および自由に対する国家の違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。

② 各人は、裁判および法律に抵触しないその他のすべての方法により、その権利および自由、ならびに他人の権利および自由を擁護することができる。

③ 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産に対して違法に加えられた損害に対して補償を求める権利を有する。国家機関およびその公務員〔役職者〕の違法な行為に起因する損害は、国家がこれを補償する。

④ 各人は、国内的な法的擁護の手段が尽きた場合、ロシア連邦の条約にしたがい、人と市民の権利および自由の擁護に関する国際機関に訴えることができる。

#### 第44条

① 各人は、権利および自由の行使または擁護のために法律援助を受ける権利を保障される。この権利は、これを制限することはできない。法律に定めがある場合、法律援助は無料である。

② 法律援助を行う手続は、法律によってこれを定める。

③ 法律援助を行うために、独立の弁護士会およびその他の自発的な法律家団体、ならびにこうした援助を行う権利を有する個人が活動する。

#### 第45条

① 各人は、権限ある独立かつ公正な裁判所によって自己の事件の審理を受ける権利を有する。

② 被疑者および被告人は、その罪が連邦法律の定める手続により立証され、施行される裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。被疑者および被告人が有罪かどうか疑わしきは、その者に有利に解釈される。

③ 各人は、連邦法律の定める手続により、自己の訴訟事件の再審理を求めることができる。

④ 有罪の確定判決を受けた者は、減刑または特赦を請求する権利を有する。

⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその責任を問われることはない。

#### 第46条

法律上の責任を定めまたはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の実行時に違法行為とされない行為につき、その責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律を適用する。

#### 第47条

① 何人も、本人、配偶者および連邦法律が定める範囲の近親者に自己に不利な証言を義務づけられることはない。

② 法律に違反して得た証拠は、法的効力を有しない。

#### 第48条

① 人と市民の権利および自由の遵守に対する監督は、ロシア連邦議会人権問題全権[人権オンブズマン]がこれを行う。

② ロシア連邦議会人権問題全権は、ロシア連邦最高会議によってそれと同じ任期で選挙され、最高会議に対して報告義務を負い、ロシア連邦代議員と同様の不逮捕特権を有する。

③ ロシア連邦最高会議は、エスニック少数者の権利に関する議会全権を任命することができる。その全権の地位は、ロシア連邦議会人権問題全権の地位を類推適用する。

④ 権利擁護の非政府組織は、その規約が定める範囲内で、その全ロシア機関の名において、連邦法律にしたがい、国家施設（機関）および公務員〔役職者〕による人の権利および自由の遵守に対する監督を行う権利を有する。

### 第6章 義務

#### 第49条

① 各人は、ロシア連邦憲法を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を履行する。

- ② 公式に公布された規範的な法的アクトの不知は、それを遵守しないことに対する責任を免れない。
- ③ 明らかに犯罪的な命令の執行は、連邦法律によりその責任を問われる。

## 第 5 0 条

普通基礎教育は、義務である。親またはそれに代る者は、子どもが普通基礎教育を受けることを保障しなければならない。

## 第 5 1 条

各人は、自然および環境を保護し、動植物界を大切にする義務を負う。

## 第 5 2 条

各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史、文化および自然の記念物を保護しなければならない。

## 第 5 3 条

各人は、法的に定められた税金および手数料を収めなければならない。新しい税金および手数料を課し、または納税者の地位を悪化させる法律は、遡及効力を有しない。

## 第 5 4 条

ロシア連邦の市民は、連邦法律に従って、陪審員として裁判の実施に参加しなければならない。

## 第 5 5 条

- ① 祖国の防衛は、ロシア連邦市民の義務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、兵役の義務を負う。
- ③ ロシア連邦の市民は、その信条が兵役につくことに反し、または人口の少ないエスニック共同体〔集団〕に属し、もしくはこの共同体の居住地に住み、あるいは連邦法律が定めるその他の場合に、市民的業務をもってこの兵役に代替させる権利を有する。

## 第 5 6 条

何人も、ロシア連邦憲法および法律に定めのない義務の履行を強制されることはない。

## 第 3 編 市民社会

### 第 7 章 所有、労働、企業活動

## 第 5 7 条

- ① 所有は、そのすべての形態、すなわち私的、国家的、地方的（自治体）な形態において承認され、これを保障される。
- ② すべての財産所有者は、平等の法的保護を受ける。
- ③ 所有権は不可侵である。何人も、恣意によってその財産を奪われることはない。財物の強制収容は、連邦法律の定める場合で社会的な必要が立証されたときにこれを認め、損害賠償がなされる。没収は、裁判所の決定によってこれを行う。強制収用は、これを認めない。

## 第 5 8 条

- ① 土地、地下資源、水資源、動植物界、その他の天然資源は、その私有権の帰属のいかんにかかわらず、当該の地域に居住する諸民族およびロシア連邦のすべての人民の資産であり、その利益を損う形でこれを利用することはできない。すべての天然資源は、これを保護し、合理的に利用しなければならない。

- ② 法律の定める範囲を越えて所有者または保有者に土地もしくはその他の天然資源を集中することは、これを認めない。
- ③ 国家は、地域土地利用計画を実施する。
- ④ 土地に対する権利行使は、土地の肥沃土および環境に損害を与えてはならない。有用な農業用地および自然保護用地の指定目的の変更は、これを禁止する。この規定の例外は、法律によってこれを定める。

## 第 5 9 条

- ① 労働は、自由であり、国家および社会はこれを奨励する。強制労働は、これを禁止する。
- ② 個別的労働契約および集団的労働協約の自由は、これを保障される。労働契約は、これによってロシア連邦憲法および法律の定める労働者の地位を低下させることはできない。
- ③ 労働集団は、集団的労働協約により、企業、施設の事項の管理に参加する権利を有する。労働集団の地位は、法律によってこれを定める。
- ④ 国家は、住民の完全就業のための条件の整備を促し、職業訓練および転職用再訓練のプログラムを実行し、労働訓練手当および失業手当の支給を保障する。
- ⑤ ストライキの権利を含む個別的および集団的な労働争議の権利は、これを承認する。これらの権利の行使の手続は、法律によってこれを定める。

## 第 6 0 条

国家は、消費者の権利を擁護し、この権利の社会的保護を支持する。

## 第 6 1 条

- ① 国家は、企業活動および競争の自由を保障する。
- ② 国家的独占の範囲および形態、ならびに競争の規制に関する反独占およびその他の措置は、連邦法律によってこれを定める。非誠実な競争は、これを禁止する。
- ③ 外国の法人およびロシア連邦市民ではない自然人の企業活動は、法律の定める条件と手続において、これを認める。外国の〔投資〕資本は、強制収用されることなく、法律によってこれを保護する。

## 第 8 章 社会団体および宗教団体

### 第 6 2 条

- ① ロシア連邦において、政治団体、職業団体、女性団体、青年団体、文化・民族団体およびその社会団体ならびに宗教団体は、これを自由に設立し、活動することができる。法律により、社会団体および宗教団体ならびにそれらの定款文書の登録の場合、条件および手続を定める。国家は、社会団体および宗教団体の合法的な活動への不干渉を保証する。
- ② 社会団体および宗教団体の内部的組織および活動は、人と市民の基本的権利および自由を制限するものであってはならない。
- ③ 社会団体および宗教団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設、企業およびそこで働く労働者がその義務を遂行するに際し、義務的効力を有しない。
- ④ その定款文書を登録した社会団体および宗教団体は、法人である。これらの団体は、財産を所有し、その定款文書に従って経済活動を行うこ〔とができる〕。社会団体および宗教団体は商業活動は、法律の定める特定のものを除き、これを認めない。

⑤ 社会団体および宗教団体は、団結し、国際的な社会団体を創設し、またはこれに参加する権利を有する。

#### 第63条

- ① 政党およびその他の政治的、社会団体は、市民社会の政治的意思の反映を促進し、選挙に参加する。
- ② 国家権力および地方自治の代表制機関においては、政党およびその他の政治団体、無党派の会派[議員団]を自由に組織することが許される。その他の国家機関および地方自治機関ならびに軍の部隊においては、政党、その他の政治団体の単位組織を設立することは、これを禁止する。

#### 第64条

- ① 労働組合は、その構成員の経済的および社会的な権利および自由の擁護、その労働の保護およびその条件の改善のために設立される。
- ② 労働組合は、企業、施設においてその活動を行うことができる。いかなる労働組合も、排他的に、企業、施設、部門またはひとつの活動領域のすべての労働者を団結させ、それを代表する排他的な権利を有しない。

#### 第65条

- ① 宗教団体は、国家から分離され、法律の下に平等である。
- ② 宗教団体は、その固有の規則に基づいて活動する。宗教団体の財産権の保護は、法律によってこれを保証する。

#### 第66条

複数政党制を排し、社会団体および宗教団体の活動を違法に制限し、または特定の社会団体および宗教団体に違法な特権を付与する国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、宗教団体、公務員および市民の行為は、法律に従ってその責任を問われる。

### 第9章 養育、教育、学術および文化

#### 第67条

- ① 養育、教育、学術、文化は自由であり、国家の援助を受ける。
- ② 国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および個々人は、法律に従って養育、教育、学術、文化の企業および施設を設立することができる。

#### 第68条

- ① 国家の養育および教育体系は、世俗的性格のものとする。
- ② ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、種々の教育・自己学習形態を支援する。
- ③ 国立教育機関は、法律に従って独立してその活動を行う。

#### 第69条

- ① 国家は、学術の社会的承認を促し、基礎科学およびその他の先端学術研究および開発の発展のための条件を保障する。
- ② 法律にしたがった学術および文書情報へのアクセスは、国立および地方の図書館、アルヒーフ、その他の専門施設をとおしてこれを保障する。

#### 第70条

- ① 国家および社会は、民族的な文化、歴史の記念物、知的および芸術的な遺産の維持、発展および保護を保障し、精神的価値の増進に寄与する。

- ② エスニック共同体の文化的自治に対する権利は、これを保障する。

## 第10章 家族

### 第71条

- ① 家族、母性、父性、子どもは、国家と社会の保護のもとにおかれる。  
② 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づく。

### 第72条

- ① 親は、その子どもが成人に達するまでこれを扶養し、養育する義務を負う。両親は、子どもの養育に関する権利において平等である。親またはそれに代わる者は、子どものために、その意見を考慮しつつ法律に従って、子どもの養育および教育の性格〔内容〕と形態を選ぶことができる。  
② 子どもの養育に関する労働は、法律に従って社会的保護を受ける権利を与えられる。  
③ 子どもは、親の出自およびその身分のいかんにかかわらず、平等の法的保護を受ける。  
④ 国家および社会は、親のない子どもおよび親の後見を失した子どもの扶養、養育および教育を保障し、子どもに対する慈善事業を奨励する。  
⑤ 子どもは、自己の意見を表明する権利、思想および良心の自由の権利を有する。子どもの正常な発達にとって有害な児童労働の強制は、これを禁止する。  
⑥ 成人の労働能力のある子どもは、財産の少ない労働不能の親について配慮しなければならない。  
⑦ ロシア連邦は、その青少年政策の枠内で、青年家族に対する援助、青年の教育および就業のための条件を保障する。

## 第11章 マスメディア

### 第73条

- ① 大量情報の自由は、これを保障する。検閲、メディアの独占および自由な大量情報の濫用は、これを認めない。  
② 国家的、地方的および私的なラジオおよびテレビジョンへの社会団体がアクセスする条件および手続は、連邦法律によってこれを定める。  
③ マスメディアの活動の強制的な停止または中止は、法律の根拠に基づき、裁判所の決定によって、これを認める。

## 第4編 連邦構造

### 第12章 ロシア連邦の構成と領土

### 第74条

- ① ロシア連邦は、以下のものによって構成される。

アディゲイア共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、アルタイ共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイク共和国、カラチャイ・チエルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー共和国、モルドヴァ共和国、サハ共和国(ヤクーティア)、北オセート共和国、タタールスタン共和国、トゥーヴァア共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチェン共和国、チュヴァシ共和国

アルタイ、クラスノダール、クラスノヤール、プリモーレ、スタヴロポリ、ハバロフスクの各地方(クライ)

アムール、アルハンゲリスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリヤンスク、ヴラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォログダ、ヴォロネジ、ヴァートカ、エカチェリンブルグ、イヴァノヴォ、イルクーツク、カリーニングラード、カルーガ、カムチャツカ、ケメロヴォ、コストロマ、クルガン、クールスク、レニングラード、リバツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジニ・ノヴゴロド、ノウゴロト、ノウォシビールスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスクフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スマレンスク、タンボフ、トウヴェーリ、トムスク、トウーラ、チュメニ、ウリヤノフスク、チェリヤービンスク、チタ、ヤロスラーヴリの各州

モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市

ユダヤ自治州

アгинスキ・ブリヤート、コミ・ペルミヤーク、コリャーク、ネネツ、タイムイル（ドルガン・ネネツ）、ウスチ・オルディンスキ・ブリヤート、ハントウイ・マンシー、チュコチ、エヴェンク、ヤマロ・ネネツの各自治管区

② ロシア連邦憲法を承認する国家〔的形成〕は、その住民の意思表示に基づく要請〔申し出〕によりロシア連邦の構成員となることができる。〔原文は②項がなく、③項の番号が誤ってつけられている。〕

## 第75条

① ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦憲法に反せず、共和国の特性を考慮した自らの憲法を有するロシア連邦を構成する国家である。

② 地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州は、ロシア連邦を構成する国家的・領域的形成であり、ロシア連邦憲法が定める例外を除き、共和国と同じ権利を有し、義務を負う。自治管区は、共和国、地方(クライ)、州に編入するものとする。

③ ロシア連邦の構成主体の法的地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。ロシア連邦の構成主体共和国の法的地位の変更およびそれらの連合または分離は、当該地域の選挙人の3分の2の意思表示に基づいてロシア連邦最高会議がの同意を得てこれを行う。

④ ロシア連邦の構成主体は、自治的な地域的単位からなる。住民の民族的構成の特殊性およびその他の事情に従って、当該の構成主体の提案または同意により、連邦法律によって、これらの地域的単位に特別の地位を与えることができる。

## 第76条

① ロシア連邦の構成主体の領域、ロシア連邦の内水域域および領海は、ロシア連邦の单一の統合した領土を構成する。ロシア連邦の構成主体の領域は、当該の構成主体の同意なしに、これを変更することはできあに。

② ロシア連邦の主権的権利および管轄権は、ロシア連邦の経済水域および大陸棚に及ぶ。

③ その領土の縮小をもたらすロシア連邦の国境の変更は、その変更によって影響を受ける構成主体の住民のレフェレンダムによって表明される意思表示なしに、およびその後にロシア連邦のレフェレンダムによって表現されるロシア連邦の全人民の意思表示なしに、これ行うことはできない。

④ ロシア連邦の国境線の確認行為は、領土に関するロシア連邦の条約の締結のために定める手続に従ってこれを行う。

⑤ ロシア連邦の構成主体の間の境界は、当該領域に居住する住民の意思表示に基づき、ロシア連邦最高会議の同意を得て、それらの間の協定によってこれを変更することができる。

### 第13章 ロシア連邦と連邦構成主体の管轄事項と権限

#### 第77条

- ① ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦憲法ならびに連邦法律の採択および改正、その遵守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦体制、構成および領土ならびにその保全の諸問題の解決、ロシア連邦の新しい構成主体の形成の承認、構成主体の間の境界の変更の承認
  - 3) 人と市民の権利および自由の規制、ロシア連邦の国籍、民族的少数者の権利の規制および擁護
  - 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の体系の組織に関する一般原則の確定
  - 5) 連邦国有財産およびその管理
  - 6) ロシア連邦の国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦政策の原則の制定および連邦プログラム
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済業務
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射線物資、連邦の運輸、交通、情報および郵便、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 安全保障および防衛、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、核燃料物資、毒物、麻酔剤の生産およびその使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、内水域域および領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および防衛
  - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および経済訴訟に関する立法、知的財産〔所有〕権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象および地質観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、公式の統計および簿記〔財務会計〕
  - 17) 連邦の国家的勤務
  - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② ロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。構成主体は、連邦法律に従い、連邦の国家権力機関においてその代表権を保障される。

#### 第78条

- ① ロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) 連邦構成主体の憲法（憲章）、法律およびその他の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障

- 2) 人と市民の権利および自由の擁護、民族的少数者の権利の保護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、ロシア連邦の国境および国境区域の管理
- 3) ロシア連邦の構成主体の境界の変更、それらの領域区分の一般原則の確定
- 4) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の諸問題。当該地域において歴史的に形成された伝統的な天然資源の管理および利用の形態を保護し援助する必要性を考慮した連邦の天然資源の地位に関する相互協定の決定
- 5) 国有財産の区分
- 6) 自然利用、環境保護および生態学上の安全保障、特別自然保護地域、歴史、文化および自然の記念物の保護
- 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
- 8) 保健の諸問題の調整、家族、母性、父性および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護
- 9) 惨事、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その後遺症の一掃〔復旧〕
- 10) ロシア連邦の課税[税および手数料]の一般原則の確定
- 11) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
- 12) 裁判機関および法保護機関の基幹職員〔スタッフ〕、弁護士会、公証人役場
- 13) 人口の少ないエスニック共同体の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
- 14) 地方自治の組織の一般原則の確定
- 15) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行

② 本条の第1項にいう管轄事項に関し、ロシア連邦は立法の原則[基本法]を制定する。この原則に従つて、ロシア連邦の構成主体は、その権限の範囲内で法律およびその他の法令の採択を含む独自の法的規制を行う。

③ 本条の第1項にいう共同管轄事項に関する連邦法律の草案は、連邦の構成主体に送付される。構成主体のしかるべき提案は、ロシア連邦最高会議において審議される。

## 第79条

ロシア連邦憲法第77条および第78条の規定と同憲法の第2部の規定の間に矛盾がある場合であつて、ロシア連邦の構成主体の管轄事項および権限の範囲を超えない場合は、第77条および第78条を適用する。

## 第80条

ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦憲法および連邦法律に抵触しない場合、他の構成主体との国際的および対外経済的な関係および協定の独立した参加者となる。

## 第81条

- ① 連邦の国家権力機関は、ロシア連邦の構成主体の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を委譲することができる。
- ② ロシア連邦の構成主体の権力機関は、連邦の国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を委譲することができる。
- ③ ロシア連邦の構成主体は、その管轄事項および権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない協定を、その相互間で締結することができる。

## **第 8 2 条**

- ① 連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、構成主体において、ロシア連邦憲法および連邦法律が定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。
- ② ロシア連邦、連邦の構成主体の国家機関、施設および公務員が、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲内で交付した法的文書は、ロシア連邦の全土においてこれを認める。

## **第 8 3 条**

- ① ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦の管轄に含まれる事項に関する法的アクトを制定することはできず、連邦の国家権力機関は、同様に、構成主体の管轄に含まれる事項に関する法的アクトを制定することはできない。
- ② ロシア連邦の構成主体がロシア連邦の管轄に含まれる事項に関する法的アクトを制定した場合は、連邦法律を適用するものとする。
- ③ ロシア連邦の構成主体共和国の国家権力機関は、ロシア連邦と連邦の構成主体の共同管轄事項について、独自の法的規制を行うことができる。これらの事項に関して独立して権利を有する。共同管轄事項に関する立法の原則が採択された場合は、ロシア連邦の構成主体共和国の法的アクトは、立法の原則に従ってこれを執行する。ロシア連邦の構成主体の法的アクトが立法の原則に抵触する場合は、立法の原則を適用するものとする。
- ④ 連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の関係は、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の構成主体共和国の憲法（憲章）に基づき、互恵および相互責任に基づいてこれを築くものとする。
- ⑤ 連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の紛争は、義務的な協議手続によってこれを解決する。合意が得られない場合、紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

## **第 1 4 章 言語**

### **第 8 4 条**

- ① 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の保護および発展のための平等の機会を整備し、保障する。
- ② ロシア連邦の国語は、その全土においてロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関および施設においてこれを使用する。
- ③ 共和国は、その国語を定めることができ。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。ロシア連邦の構成主体は、そのアクトによってその地域に居住する民族のその他の言語の法的地位を定めることができる。
- ④ 連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ⑤ エスニック共同体〔集団〕の集合的居住地では、公的な関係においてロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、その共同体の言語を使用することができる。これらの言語の使用手続は、法律によってこれを定める。

## **第 5 編 国家権力の体系。地方自治の原則**

### **第 1 5 章 連邦の立法権**

#### **第 8 5 条**

- ① ロシア連邦の唯一の代表制および立法の機関は、ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会である。
- ② ロシア連邦最高会議は、常時活動する機関であり、4年の任期でこれを選舉する。ロシア連邦最高会議の選舉は、その構成員の任期が満了する年の3月の第2日曜日にこれを実施する。ロシア連邦最高会議の代議員の選舉手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦最高会議は、その選舉の日から30日目にこれを召集する。緊急の場合、ロシア連邦大統領は、それ以前に新しい期のロシア連邦最高会議を召集することができる。新しい期のロシア連邦最高会議が活動を開始したときに、前の期のロシア連邦最高会議の権限は消滅する。

## 第86条

- ① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の2院からなる。両院は、同時に選舉される。
- ② 国家会議は、単一の代表基準に基づく地域選挙区ごとに選挙される450人のロ代議員よって構成される。ロシア連邦の各構成主体の地域においては、かならず1人以上の代議員が選ばれなければならない。
- ③ 連邦会議は、ロシア連邦の構成主体ごとに2人の基準で選挙される代議員によってこれを構成する。

## 第87条

- ① ロシア連邦最高会議は、
  - 1) ロシア連邦憲法の改正を行い、連邦法律を採択し、
  - 2) ロシア連邦憲法と連邦法律が定める範囲と形態において、監督権限を行使し、
  - 3) ロシア連邦の内外政策の基本方向に関する決定を採択し、
  - 4) ロシア連邦のレフェレンダムを公示し、
  - 5) ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更を承認し、
  - 6) 現存しもしくは新しく形成された連邦構成主体の憲法的・法的地位の変更を承認し、
  - 7) 新しいロシア連邦の構成主体のロシア連邦への加入を承認し、
  - 8) 連邦法律の定める場合にその手続により、ロシア連邦憲法第80条、第81条に従って締結される協定を承認し、
  - 9) 連邦予算を承認し、その修正〔補正〕を行い、その執行を監督し、連邦税および税的性格を有するその他の連邦手数料〔платежи и сборы〕を定め、通貨および信用規制に関する基本方向を承認し、連邦地域発展ファンドを設立し、連邦債券、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、
  - 10) ロシア連邦憲法の定める場合に、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、
  - 11) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦大統領に対して、ロシア連邦政府の首相、副首相、および経済、財政、内務、外務、国防、保安の一般的指導を管轄する閣僚の任命に同意をあたえ、連邦裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、解任し、
  - 12) ロシア連邦人権問題議会全権ならびにロシア連邦国家会計検査院の長官および検査官を任命し、解任し、
  - 13) ロシア連邦憲法第95条に定める根拠および手続により、ロシア連邦の大統領および副大統領、ロシア連邦最高会議の両院議長、連邦裁判所の裁判官を解任し、
  - 14) ロシア連邦憲法第88条に従って、ロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
  - 15) ロシア連邦の国家賞を定め、名誉称号および特別称号の設定およびその授与の手続を定め、
  - 16) 大赦令を布告し、

17) 非常事態、戒厳令を宣言し、延長し、解除し、総動員または一部動員を宣言し、戦争と平和の問題を決定し、

18) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

② ロシア連邦最高会議のアクトとされるのは、ロシア連邦の法典および立法の原則を含むロシア連邦の法律、ロシア連邦最高会議の決定、声明、宣言およびアピールである。

③ ロシア連邦最高会議のアクトは、その各院において選挙された代議員の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法に別段の定めがある場合はこの限りではない。

## 第 8 条

① ロシア連邦最高会議は、次の諸問題に関するロシア連邦の条約を批准し、破棄する。

1) 政治、領土、経済全般、財政、軍事に関する問題、ならびにロシア連邦の諸民族の歴史的および文化的な遺産の問題

2) 人と市民の権利、自由および義務にかかる問題

3) 国家間の同盟およびその他の国際団体、集団安全保障体制への参加に関する問題

4) その履行が現行の連邦法律の改正または新しい連邦法律の制定を要求する問題

5) 連邦法律または条約自体がその批准または破棄について直接に定めるその他の条約

② ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に抵触する規定を含む場合は、その批准は、ロシア連邦憲法のしかるべき改正の後にのみこれを行うことができる。

③ ロシア連邦の構成主体の管轄事項またはその領土にかかるロシア連邦の条約の締結および破棄は、これらの同意をえてこれを行う。

④ ロシア連邦の条約の批准および破棄は、連邦法律によってこれを行う。本条の第1項第3号にいうロシア連邦の領土条約および条約は、ロシア連邦最高会議の各院における選挙された代議員の投票の三分の2によって、これを批准し、破棄する。

⑤ ロシア連邦最高会議は、批准および破棄手続を必要としないロシア連邦の条約の締結および解消に関して遅滞なくその情報を提供しなければならない。

## 第 8 条

① ロシア連邦最高会議の各院は、

1) 特にロシア連邦憲法の定める他の院と合意した合同活動の手続を含むところの議事規則を採択し、

2) 両院の常任委員会および特別委員会を組織し、

3) 両院の議長および副議長を選挙し、罷免する。

② 両院は、特定の場合に両院合同委員会を設置することができる。

③ 両院、その委員会、両院合同委員会は、連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクトの草案のもとに作業〔審議〕し、聴問〔公聴会〕および調査を行う。公務員および市民がこれらの活動に参加する手続は、各院の議事規則によってこれを定める。

④ 両院は、それぞれに会議を行う。ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告、外国の指導者の演説を聞くために、両院合同会議が召集される。この会議は、両院の議長が交代でその議長を務める。

## 第 9 条

① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、10人以上のロシア連邦代議員グループ、両院の常任委員会および合同委員会、ロシア連邦大統領、ロシア連邦議会人権問題全権、ロシア連邦の構成主体の

立法議会、ならびに100万人以上の選挙人グループに属する。この権利は、法案および立法提案の提出によってこれを行使する。国庫支出の増大または国庫収入の減少をともなう法案は、最高会議に3ヶ月前までに提出されるロシア連邦政府の決定なしには、これを審議することはできない。

② ロシア連邦大統領が提出した法案および立法提案は、その要請によりロシア連邦最高会議において優先的にこれを審議する。

③ 法案および立法提案は、国家会議または連邦会議にこれを提出するものとする。いずれかの院において承認された法案は、他の院にこれを送致する。法案について両院の間に不一致がある場合、両院は平等原則により協議委員会を設置する。両院が同一文案で承認した法案は、法律の効力を得る。

④ 連邦法律は、ロシア連邦最高会議によって採択された後7日以内にロシア連邦大統領に送付され、大統領はその受理の日から14日以内にこれに署名する。ロシア連邦大統領は、この期間の間に署名されていない連邦法律をロシア連邦最高会議に対して自分の意見を付して差し戻すことができる。連邦法律が、両院において、選挙された各院の代議員の投票の3分の2によって再び採択された場合、ロシア連邦大統領はそれが再度採択された日から3日以内にこれに署名し、公布しなければならない。

⑤ 連邦法律は、署名の日から7日以内にロシア連邦最高会議によって公式に公布されなければならない。連邦法律の施行の手続および期間は、その法律にこれを定める。期間について定めがない場合、法律は公式の公布の日から7日経過した後にこれを施行する。

## 第91条

① ロシア連邦の管轄またはロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄にかかる問題は、これをロシア連邦のレフェレンダムに付すことができる。ロシア連邦のレフェレンダムによって、予算、租税、大赦、特赦、非常事態または戒厳令に関する問題を決定することはできない。

② ロシア連邦の管轄の問題のロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、選挙人の多数がレフェレンダムに参加し、投票参加者の多数が賛成投票した場合にこれを採択されたものとみなす。ロシア連邦憲法が直接に定める問題のロシア連邦のレフェレンダムによる決定、またはロシア連邦憲法においてこれを定めることを要請するような問題のロシア連邦のレフェレダムによる決定は、選挙人の多数が賛成投票した場合にこれを採択されたものとみなす。この場合、ロシア連邦のレフェレンダムによるロシア連邦憲法第76条第2項に定める当該の決定の採択には、該当する連邦の構成主体の選挙人の多数が賛成投票することが必要である。

③ ロシア連邦と連邦の構成主体の共同管轄にかかる問題のロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、ロシア連邦における選挙人の多数が参加し、ロシア連邦全体で、かつ同時に構成主体のうちその多数において、投票参加者の多数が賛成投票した場合にこれを採択されたものとみなす。

④ ロシア連邦のレフェレンダムにおいて採択された決定は、連邦法律とされる。ロシア連邦大統領は、レフェレンダムの結果が確定した後3日以内にこれに署名し、公布しなければならない。

⑤ ロシア連邦のレフェレンダムは、次の者の提案によりロシア連邦最高会議がこれを公示する。

- 1) ロシア連邦最高会議の選挙された代議員総数の3分の1以上
- 2) 選挙されたロシア連邦代議員総数の3分の1以上に支持されたロシア連邦大統領
- 3) 100万人以上の選挙人

## 第92条

- ① ロシア連邦最高会議の代議員は、ロシア連邦憲法第29条第2項および第3項による選挙権を有するロシア連邦の市民がこれを選挙する。何人も、同時に、ロシア連邦最高会議の2つの院の代議員、最高会議、ロシア連邦の構成主体の立法議会、地方自治機関の代議員となることはできない。
- ② ロシア連邦最高会議の代議員は、その選挙人の利益を考慮しつつ、ロシア連邦のすべての人民の利益に従う。
- ③ ロシア連邦最高会議の代議員は、連邦法律に従い歳費およびその実費補償を受取り、それ以外のいかなる定期的な給与および補償も受けとることはできない。代議員は、国家的もしくはその他の職務につき、企業活動を行い、または企業、施設ならびに政党および政治運動以外の社会団体の機関の構成員となることはできない。
- ④ ロシア連邦最高会議の代議員は、代議員不逮捕特権を有する。代議員は、現行犯の重大な犯罪を犯した場合を除き、ロシア連邦最高会議の当該の院の同意なしに身体検査、捜索を受け、逮捕または勾留され、裁判手続により課せられる行政罰の処分を受けることはなく、刑事責任を問われない。ロシア連邦最高会議の代議員の不逮捕特権は、その信書、文書、代議員の利用する通信手段、情報保障手段、執務室および住居に及ぶ。
- ⑤ 代議員の不逮捕特権の剥奪に関する提案は、ロシア連邦最高会議の当該の院に対してロシア連邦檢事総長がこれを通告する。
- ⑥ ロシア連邦の代議員は、その代議員活動の際しその意見の表明および投票に対して、その責任を追及されることはない。
- ⑦ 国家機関、施設および公務員は、ロシア連邦の代議員の権限の行使に協力しなければならない。

## 第16章 ロシア連邦大統領。連邦執行権

### 第93条

- ① ロシア連邦大統領は、国家元首であり、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、内外関係においてロシア連邦を代表する。ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続により、ロシア連邦の主権の保護、すべての国家権力機関の統一した機能〔発揮〕および相互作用に関する措置を講ずる。
- ② ロシア連邦大統領には、外国国籍をもたず、ロシア連邦憲法第29条第2項にいう制限のもとない35歳以上のロシア連邦の市民が選挙される。
- ③ ロシア連邦大統領は、他のいかなる国家的職務また地方自治体の職務に従事し、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成員となることができない。ロシア連邦大統領の職にある期間、政党の構成員となり、政治運動に参加することは、これを中断する。
- ④ ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦市民が直接にこれを選挙する。ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領の候補者に関する投票は、一体のものである。何人も2期を越えてロシア連邦大統領の職にこれを選挙することはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ⑤ 大統領は、次のような宣誓を行った時点からその職務に就くものとする。「私(誰それは)は、ロシア連邦 大統領に就任するにあたり、ロシアとその多民族からなる人民に忠実に奉仕し、人と市民の権利および自由を尊重し、保護し、ロシア連邦の主権と憲法を擁護することを誓います」。宣誓式は、ロシア連邦大統領の選挙から30日以内に召集されるロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議において行われる。合同会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、連邦法律に従い、不逮捕特権を有する。

#### 第94条

① ロシア連邦大統領は、

- 1) 連邦法律に署名し、
- 2) ロシア連邦最高会議の同意をえて、ロシア連邦政府の首相、副首相および経済、財政、内務、外務、国防、保安〔安全保障〕の全般的指導を管轄する閣僚を任命し、ならびにロシア連邦政府のその他の閣僚を任命し、
- 3) ロシア連邦政府の会議において議長を務め、
- 4) ロシア連邦大統領のもとに、ロシア連邦安全保障会議、ならびにその他の諮問機関および補助機関を設置し、編成し、その議長を務め、
- 5) ロシア連邦最高会議に対し、連邦裁判所の裁判官、ロシア連邦中央銀行総裁およびロシア連邦検事総長を任命するためにその候補者を提案し、
- 6) ロシア連邦副大統領の辞表を受理し、それが任期満了前の場合には、その残余の期間その職の選出のための候補者をロシア連邦最高会議に提案し、
- 7) ロシア連邦政府、ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚、ならびに自分が任命したその他の公務員の辞表を受理し、またはこれらの者を解任し、ロシア連邦最高会議に対しロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長の解任の提案を行い、
- 8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦予算案および決算報告を提案し、
- 9) ロシア連邦の人民および最高会議に対し教書を提出し、ロシア連邦最高会議に対しロシア連邦の内外政策の実行、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行い、
- 10) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 11) ロシア連邦軍最高司令官となり、ロシア連邦の軍事政策の遂行を指導し、ロシア連邦軍の上級の司令職を任命し、解任し、軍の上級の階級〔官職〕を授け、
- 12) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、ロシア連邦の条約の交渉を行い、連邦法律に従ってそれに調印し、ロシア連邦最高会議の両院の該当する委員会および合同委員会の意見を考慮して外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命しまたはこれを召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 13) 緊急の場合に非常事態を宣言し、緊急措置を講じ、ロシア連邦への不意の武力攻撃もしくは直接的な脅威があった場合または侵略に対する集団的防衛に関する条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に戒厳令を宣言し、
- 14) 連邦法律に従って、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 15) ロシア連邦国家賞を授与し、連邦法律に従って名誉称号および特別称号を授与し、
- 16) 特赦の権利を行使し、
- 17) ロシア連邦憲法および連邦法律に定めるその他の権限を遂行する。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全土において義務的な大統領令および大統領命令を公布する。大統領令および大統領命令は、ロシア連邦憲法および連邦法律に反することはできない。

#### 第95条

① ロシア連邦大統領の権限は、次の場合に消滅する。

- 1) 任期満了の場合

- 2) 辞任した場合
  - 3) ロシア連邦国籍を失った場合
  - 4) 選挙権を喪失した場合
  - 5) 健康状態によりその権限の行使に耐えない場合
  - 6) 罷免された場合
  - 7) 死亡した場合
- ② ロシア連邦大統領の権限は、その任期満了とともに新たに選挙されたロシア連邦大統領の宣誓が行われたときに消滅する。
- ③ ロシア連邦大統領は、辞任する権利を有し、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対しあるべく申し出るものとする。ロシア連邦大統領の権限は、その申し出た日に消滅する。ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務めるロシア連邦最高会議の両院と憲法裁判所の合同会議がその日時を確認し、その合同会議において副大統領がロシア連邦大統領として宣誓を行う。
- ④ ロシア連邦大統領が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合、連邦法律に従って任命される国家医事委員会の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の判断によってこれを確認する。

## 第96条

- ① ロシア連邦大統領がロシア連邦憲法の故意による重大な違反または重大な犯罪を犯した場合は、これを罷免することができる。
- ② ロシア連邦大統領の罷免の手続は、ロシア連邦憲法第86条に定める、ロシア連邦最高会議のいずれかの院によりその構成員の三分の一以上の提案により、これを開始する。ロシア連邦憲法裁判所が罷免の事由があると判断した場合、最高会議の他の院は、ロシア連邦憲法第86条に定めるその構成員の三分の二以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免問題を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、説明を行うことができる。

## 第97条

- ① ロシア連邦大統領とともに4年の任期で ロシア連邦副大統領が選ばれ、その候補者は、ロシア連邦憲法第92条第2項の要件を満たさなければならず、ロシア連邦大統領候補がこれを推薦する。
- ② ロシア連邦副大統領には、ロシア連邦憲法第92条第3、4、6項および第96条第1、4項の規定が適用される。
- ③ ロシア連邦副大統領は、
- 1) ロシア連邦大統領の委任によりその一定の権限を行使し、
  - 2) ロシア連邦大統領が 一時的に労働不能にある場合、大統領がその権限を行使に復帰するまでの間、大統領の職を勤め、
  - 3) ロシア連邦大統領が任期満了前にその権限を停止した場合に大統領職に就任し、その場合、ロシア連邦最高会議が大統領の提案により副大統領を任命する。
- ④ ロシア連邦憲法第94条第1項第2号ないし第7号、ならびに本条第3項第3号に定める事由によりロシア連邦副大統領の権限が消滅した場合、ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦大統領の提案により、大統領選挙までの残余期間の間の新しいロシア連邦副大統領を選挙する。
- ⑤ ロシア連邦憲法第94条第1項第2号ないし第7号にいう事由によりその権限が消滅した結果、ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領が同時にロシア連邦の最高公務員の権限を行使することがで

きない場合は、大統領選挙までの間のその臨時の権限行使は、ロシア連邦の連邦會議議長、国家會議議長および首相が交代でこれを務める。

## 第98条

- ① ロシア連邦における執行権は、ロシア連邦政府がこれを行使する。ロシア連邦政府は、ロシア連邦の内外政策を遂行する。ロシア連邦政府の機構および権限は、ロシア連邦大統領の提案に基づき連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦政府の首相は、ロシア連邦政府の日常の活動を組織し、その閣僚の活動を調整する。
- ③ ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、他のいかなる国家的職務、地方自治機関の職務に従事し、代議員となり、または企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成員となることはできない。
- ④ ロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令および大統領命令に基づき、その執行に際して、ロシア連邦の全土において義務的な決定を行い、処分を公布する。ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦大統領がこれを変更したまは取り消すことができる。

## 第99条

- ① ロシア連邦政府は、ロシア連邦最高会議に対し定期的に報告を行うものとする。
- ② ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、連邦法律に定める手続により、ロシア連邦代議員の質問および照会に回答する。
- ③ ロシア連邦政府、首相、副首相および個々の閣僚は、辞職する権利を有する。辞職の申し出は、ロシア連邦大統領がこれを受理する。
- ④ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦政府の首相、副首相、その閣僚、およびロシア連邦大統領によって任命されたその他の連邦執行機関の長の辞職の問題を提起することができる。ロシア連邦大統領が当該の公務員を辞職させない場合、大統領は、ロシア連邦最高会議に対して自己の決定の理由を説明しなければならない。各院において選挙された代議員の投票の多数がロシア連邦大統領の説明を不十分だとした場合、この公務員はロシア連邦大統領によって解任される。
- ⑤ ロシア連邦政府の首相の辞職は、ロシア連邦政府の総辞職をともなうものではない。

## 第17章 裁判権力

### 第100条

- ① 裁判権は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置する裁判所に属する。裁判権は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判および経済裁判によってこれを行使する。
- ② 特別裁判所の設置は、これを認めない。

### 第101条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の憲法体制を擁護する最高の司法機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資格において任命される15人の裁判官でこれを構成する。ロシア連邦憲法裁判所の組織およびその裁判手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項の憲法の適合性〔合憲性〕に関する事件を解決する。
  - 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
  - 2) ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、その他の連邦執行機関のアクト
  - 3) ロシア連邦の構成主体の憲法（憲章）およびその他の法的アクト

4) ロシア連邦と連邦構成主体の間の条約

5) 施行前のロシア連邦の条約

6) 政党およびその他の社会団体

7) 法適用実務

③ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦の国家権力機関の間、連邦の国家権力機関と連邦構成主体の国家権力機関の間、異なった構成主体の国家権力機関の間の権限に関する紛争を、協議手続を尽くした後にこれを解決する。

④ ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断する。

1) 国家医事委員会の提案に従い、しかるべき連邦の公務員が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えうるか否かについて

2) 連邦の公務員または連邦構成主体の公務員の解任事由の存在の有無について

3) 調印したロシア連邦の条約で、批准または承認されていない条約の合憲性について

4) 連邦法律と国際法の一般に承認された原則および規範、批准されたロシア連邦の条約の諸規則との矛盾について

⑤ ロシア連邦憲法裁判所の決定〔判決〕は、その宣告後ただちに効力を有し、終審であって、上訴〔異議申し立て〕することはできない。その決定は、ロシア連邦の全領土において義務的である。

⑥ 本条第2項第1号ないし第5号に従って違憲であると認定されたアクトおよびその規定は、効力を失う。ロシア連邦の条約の違憲認定は、国際法、ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるところに従う。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体は、これを解散し、その活動は連邦法律に従ってこれを停止する。違憲であると判断された法適用実務はこれを停止し、国家機関および公務員のしかるべき決定は、法律の定める手続により再検討しなければならない。

⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦最高会議に対し毎年教書を提出する。憲法裁判所は、具体的な問題について、国家機関および公務員に対して提案を行うことができる。

## 第102条

① ロシア連邦最高裁判所は、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の分野における最高の司法機関である。

② ロシア連邦最高裁判所は、連邦構成主体の最高裁判所の裁判活動に対する監督を行う。

③ ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

④ 連邦法律によって、最高行政裁判所を頂点とする行政裁判所システムを組織することができる。その場合、行政裁判の領域は、ロシア連邦最高裁判所の管轄権から除外する。

## 第103条

① ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する最高の裁判機関であり、経済事件に関する裁判活動に対する監督を行う。

② ロシア連邦最高経済裁判所の権限、組織および活動手續は、連邦法律によってこれを定める。

## 第104条

① 連邦法律は、民事裁判、刑事裁判、行政裁判、経済裁判の領域における下級裁判所のシステムを定めることができる。

② 裁判所の予算は、その憲法上の権限を完全にかつ独立して遂行することを保障するものでなければならない。裁判所の予算は、ロシア連邦の裁判権力の最高機関の同意なしにこれを削減することはできない。

## 第105条

- ① 裁判官は、治安判事を除き、終身である。裁判官は、70歳になったときに退職する。
- ② 裁判官には、高等法学教育を修了し、ロシア連邦の裁判権力の最高機関の裁判官の場合は15年以上、連邦構成主体の上級裁判所の裁判官の場合は10年以上、地方裁判所の裁判官の場合は5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民が任命される。連邦法律によって、裁判官に対する追加的な資格要件を定めることができる。
- ③ 裁判官は、代議員となり、他の何らかの職務に従事し、または企業活動を行い、政治・社会団体に入ることはできない。裁判官は、学術、教育、文学およびその他の創活動に従事することができる。
- ④ その他の裁判所の裁判官の権限は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める事由および手続によって消滅する。

## 第106条

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律に従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法に従う。
- ② 裁判官は、連邦法律に従って不可侵である。裁判官の不可侵は、その信書、通信手段、文書、執務室および住居、その利用する交通手段にまで及ぶ。
- ③ 最高の裁判機関の裁判官は、その機関の同意なしに、これを逮捕し、勾留し、行政罰を課し、刑事责任を問うことはない。最高裁判機関の裁判官にかかる刑事事件は、当該裁判所の同意をえて、ロシア連邦検事総長だけがこれに着手することができる。
- ④ 裁判官は、ロシア連邦憲法に違反する法律を適用することはできない。裁判所は、適用すべき法律がロシア連邦憲法に違反すると認める場合、事件の審理を保留し、この法律の違憲性の判断についてロシア連邦憲法裁判所に提訴する。地方裁判所は、ロシア連邦の構成主体の上級裁判所をとおして提訴する。

## 第107条

- ① 何人も、当該事件に関する権限を有する裁判所において、権限のある裁判官によって審議される権利を奪われることはない。
- ② 犯罪の実行にかかる被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員の参加する裁判によってその事件の審理を受ける権利を有する。

## 第108条

- ① 事件の審理は、すべての裁判所において公開である。非公開の法廷における事件の審理〔聴聞〕は、連邦法律の定める場合にこれを認める。
- ② 刑事事件の第一審の裁判所における当事者の欠席裁判は、これを認めない。
- ③ 裁判は、連邦法律の定める場合を除き、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

## 第109条

- ① ロシア連邦における犯罪事件の起訴前の取調べは、連邦取調委員会およびその機関がこれを行う。
- ② 檢察機関は、国家の名において公訴を行い、裁判においてこれを維持する。
- ③ 檢察機関は、犯罪捜査の適法性に対する監督を行う。

④ ロシア連邦の構成主体の検察機関は、ロシア連邦検事総長に従属し、それに報告義務を負うしかるべき構成主体の同意により、ロシア連邦検事総長が5年任期でこれを任命する。検事総長およびそれに従属する検事〔検察官〕は、国家権力機関および管理機関、社会団体から独立してその権限を行使する。連邦の取調委員会および検察機関の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第18章 ロシア連邦の構成主体における権力の組織原則

### 第110条

- ① 共同ロシア連邦の構成主体の唯一の代表制および立法機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選挙される立法議会（ソビエト）である。
- ② ロシア連邦の構成主体の最高の公務員は、ロシア連邦の執行権の体系に含まれる連邦構成主体の執行権の長である。連邦構成主体の執行権は、ロシア連邦憲法、連邦法律、その権限の問題について公布されるロシア連邦大統領およびロシア連邦政府のアクト、ならびに連邦構成主体の憲法（憲章）および法律に基づき、これを執行する。
- ③ ロシア連邦の構成主体の裁判制度は、構成主体の上級裁判所および地方裁判所からなり、ロシア連邦の裁判体系に含まれる。
- ④ ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の名称は、構成主体が独立してこれを決定する。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、地方自治機関の権限に含まれる事項を除いて、連邦構成主体の権限を行使する。

### 第111条

ロシア連邦の構成主体において、連邦国家権力機関の代表は、その権限の範囲内で行動し、構成主体の国家権力機関の活動に干渉することはできない。

## 第19章 地方自治の原則

### 第112条

- ① 地方自治はこれを保障する。ロシア連邦の構成主体は、地方治のための諸条件を保障する。
- ② 地方自治は、その組織する地方の代表制機関（ソビエト）、地方行政庁、その他の地方機関、地方的レフェレンдум、市民の集会および会議、ならびにその他の直接民主主義の諸形態をとおして、地域的な共同体がこれを行使する。
- ③ 地方自治は、ロシア連邦の構成主体を区分した領域的単位の枠内においてこれを行使する。
- ④ 地方行政庁の公務員は、地方の代表制機関の代議員となることはできない。
- ⑤ 地方自治機関は、その権限の範囲において、ロシア連邦憲法および連邦法律、連邦構成主体の憲法（憲章）および法律、ならびに地方自治に関する規程の枠内で、連邦の国家権力機関、構成主体の権力機関から独立して活動する。
- ⑥ 地方自治機関には、法律に従って、必要な物的および財政的資金（手段）の供与を受けて一定の国家的機能を付与することができる。
- ⑦ 地方自治の合法的な活動に対する干渉は、これを認めない。

### 第113条

- ① 自治的な地域的共同体の管轄には次の事項が含まれる。
- 1) 地方予算、地方税および手数料

2) 地方的財産（地方所有）

3) 法律によりその管轄に含まれる経済的、社会的、文化的、自然保護上およびその他の地方的意義を有する諸問題

② 地方の代表制機関は、地方予算を採択する。

③ 地方行政庁は、その活動について地方の代表制機関または市民の集会への報告義務を負う。地方的財産の占有、使用および処分に関する地方行政庁の権限は、法律に従って地方の代表制機関がこれを定める。

④ 自治的な地域的共同体は、その管轄する問題について、その相互間で、ならびに国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民との間で契約を結ぶことができる。

⑤ 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、連邦構成主体の憲法（憲章）および法律に違反することはできない。その権限の範囲内で採択された地方自治機関のアクトは、これを執行しなければならない。

#### 第114条

① 居住区域においては、自治的な住民団体[連合]を組織することができる。この団体は、法人の権利を有することができる。

② 地方自治機関は、自治的な住民団体にその権限の一部を委譲することができる。

### 第20章 財政および予算

#### 第115条

① ロシア連邦の予算体系は、連邦予算、連邦構成主体の予算、および地方予算からこれを構成する。

② ロシア連邦の構成主体は、予算上の自治権を有する。すべての段階の予算は、年次ごとにこれを編成する。

③ しかるべき代表制機関によって承認される予算は、すべての歳入見積および歳出予算を含むものでなければならない。予算から当てる資金は、代表制機関の決定によって指定された目的にのみこれを充当することができる。

④ 単一の予算報告制度は、連邦法律によってこれを定める。すべての予算上の歳入および歳出を含む予算執行に関する逐条の報告は、会計年度終了後6ヶ月以内にこれを公表しなければならない。

⑤ 会計年度は、歴年の1月1日にはじまり、12月31日に終わる。

#### 第116条

① 連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案により連邦最高会議がこれを採択する。その予算案は、先行する会計年度の終了する4ヶ月前までにロシア連邦最高会議に提出されるものとする。

② ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を受けた後に、連邦予算の逐条ごとの審議を行い、逐条ごとに採択する。

③ ロシア連邦最高会議は、予算の[個別の]項目を採択し、修正または否決することができ、ロシア連邦大統領の同意なしに予算支出の総額を増額することはできない。

④ ロシア連邦大統領は、予算案全体を否決されない場合、予算の個々の項目の再審議を求めることができる。この場合、ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法第89条第5項に定める一般的手続により、この否決された予算項目についてこれを再び審議するものとする。

⑤ 連邦予算法が翌年の会計年度が始まるまでに施行されない場合、それが施行されるまでの間の支出

は、前年の会計年度の連邦予算に従って行われる。この場合、ロシア連邦最高会議は、会計予算上の支出に関しその他の臨時手続を定めることができる。

⑥ 連邦法律の定める連邦税および税の性格を有するその他の連邦手数料は、一般的拘束力を有し、ロシア連邦の全土においてこれを徴収する。

### 第117条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、会計年度の終了後2カ月以内に連邦予算の執行について逐条ごとの報告を提出する。

② ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから2カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を考慮してこれを審議しなければならない。

### 第118条

① ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告義務を負い、執行権に対して独立である。ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の編成、審議、採択、執行および執行に関する報告、連邦予算の配分および支出、連邦国有財産の使用を監督する。

③ ロシア連邦国家会計検査院の検査官は、裁判官と同様にその活動の独立を保証される。

### 第119条

① ロシア連邦における通貨単位はルーブルである。通貨の発行は、ロシア連邦中央銀行が行う。ロシア連邦におけるその他の通貨の導入および発行は、これを認めない。

② ロシア連邦中央銀行は、国家権力機関から独立である。ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によってこれを定める。

## 第21章 安全保障および防衛

### 第120条

① ロシア連邦の安全保障政策の原則、軍事ドクトリン、ロシア連邦軍、連邦保安機関、内務機関およびその他の国家安全保障機関の編成および組織は、連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦軍、保安機関、内務機関を相互に統合することは、これを認めない。

### 第121条

① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の主権および領土保全、国の国家的利益および住民を防衛する。ロシア連邦は、他の国家との合同軍を編成することができる。国外での軍の使用に関する決定は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議がこれを行う。

② 連邦保安機関は、与えられた権限の範囲内で、ロシア連邦の憲法体制、国家主権、領土保全および国防を侵害する行為の予防および阻止に関する活動を行う。

③ 内務機関は、人身の安全、財産権の保護、社会秩序、犯罪との闘争〔犯罪対策〕を保障する。

### 第122条

ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更もしくは除去し、そのために国家権力機関の活動を妨害しもしくは制限し、または人および市民の憲法上の権利と自由を違法に制限することを目的としたロシア連邦軍、連邦保安機関および内務機関の利用は、特別に重大な犯罪である。

## 第22章 非常事態および戒厳令

### 第123条

① 特別の法的レジームである非常事態は、ロシア連邦の市民の安全の保障またはロシア連邦の憲法体制の擁護のために、一時的な措置としてこれを導入することができる。これは、市民の安全または憲法体制の脅威が現実的に緊急かつ不可避的であり、非常措置の採用なしにはその除去が不可能である状況かでこれを導入するものとする。

② 非常事態導入の根拠となりうるのは、次のような場合である。

1) ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更または除去しようとする企て、暴力をともなう騒乱および民族紛争、ロシア連邦の死活にかかる重要な利益、市民の安全または国家機関の正常な活動を脅かす特定地域の封鎖

2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な救援〔事故対応〕または復旧の作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、大事故

③ 非常事態レジームは、連邦法律によってこれを定める。

### 第124条

① 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によってこれを宣言する。

② 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令によって宣言し、速やかにロシア連邦最高会議に通告され、最高会議はこの大統領令を遅滞なく審議する。ロシア連邦最高会議が大統領令の公布から72時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。最高会議の召集が不可能な場合は、この大統領令はその効力を維持する。

③ 非常事態は、ロシア連邦の全土においては30昼夜を越えて、ロシア連邦の個々の地域においては60昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、その都度30昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。

④ 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、即時にこれを住民に告知されなければならず、その公表を義務づけられる。

### 第125条

① ロシア連邦の構成主体の領域における非常事態は、連邦国家機関が当該の構成主体の同意をえてこれを導入することができる。

② 非常事態導入の根拠となる事態が、ひとつの連邦構成主体のみの領土に関わる場合、その構成主体における非常事態は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦大統領に対する速やかな通告をもってその構成主体の国家権力機関が導入することができ、連邦法律に従ってこれを実施する。

### 第126条

① 非常事態にある期間、連邦法律に従って、権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。

② 非常事態にある期間、ロシア連邦憲法、選挙法および裁判関連法の改正は禁止され、レフェレンダムおよび選挙は行われず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動は制限されまたは停止されることはない。ロシア連邦の全土において非常事態が宣言されている間に任期満了となるロシア連邦最高会議の任期は、非常事態が宣言されている間はこれを継続する。ロシア連邦憲法の第20条、第

21条第4、5項、第22条第2項、第25条第1項、第26、27、33、37条、第40条第1項、第41条ないし第47条の定める権利および自由は、これを制限することはできない。

③ 刑罰として死刑罪の適用がありうる刑事事件は、非常事態が宣言されている地方においてはこれを審理することはできない。非常事態にある期間に実行された犯罪に関わる刑罰の特別措置は、非常事態にある全期間およびその解除後30昼夜の間、これを執行しない。

④ 非常事態にある期間に取られた措置は、

- 1) 発生した事態の程度が要求する範囲内で実施されなければならず、
- 2) 非常事態の宣言されていない地域において、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由に対していかなる制限または変更を行うことはできず、
- 3) 人種、民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出身、居住地または宗教への態度を理由として個々の人または住民集団に対していかなる差別これをも行ってはならない。

## 第127条

- ① 特別の法的レジームである戒厳令は、ロシア連邦の全土またはその個々の地域において、侵略に対する集団的防衛についての条約上の義務の履行の必要がある場合もしくはロシア連邦に対する直接的な武力攻撃の脅威がある場合に、戦争状態の宣言をもってこれを布告する。
- ② 戒厳令布告の決定は、ロシア連邦最高会議がこれを採択し、不意の軍事攻撃があった場合または条約上の義務の履行が緊急に必要な場合には、r氏あ連邦大統領がこれを行う。
- ③ 戒厳令レジームは、連邦法律によってこれを定める。

## 第6編 雜則

### 第23章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

## 第128条

- ① ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が紺青、下が真紅の同じ幅の3本の水平な縞のある方形の布である。旗の幅と長さの比は2対3である。
- ② ロシア連邦の国章の文様およびその公的な使用の手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦の国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「国を愛する歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によってこれを承認する。

## 第129条

ロシア連邦の首都是、モスクワ市である。連邦の首都としてのモスクワ市の権利および義務は、連邦法律によってこれを定める。

### 第24章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

## 第130条

- ① ロシア連邦憲法は、ロシア連邦の全土においてその公布の日の翌日からこれを施行する。
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日のロシア連邦=ロシア憲法（基本法）は、その後の改正および増補とともにその効力を失う。

## 第131条

- ① ロシア連邦憲法の第1部第1編の諸規定の改正は、第86条に従いロシア連邦最高会議の各院の構成員3分の2以上の多数決によって公示されるロシア連邦のレフェレンダムによってこれを行う。

② ロシア連邦憲法第1部の第2編以下の条文の改正は、ロシア連邦最高会議が、その各院の構成員の3分の2以上の多数決によってこれを行う。ロシア連邦憲法の上記の条文の改正に関する法律は、ロシア連邦の構成主体の立法議会の3分の2の承認を必要とする。この承認は、連邦構成主体の憲法（憲章）の改正手続によりこれを行う。ロシア連邦大統領は、3日以内に承認された法律に署名し、これを公布する。

③ ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法の改正を提案することができるのは、次の機関である。

- 1) ロシア連邦最高会議のいずれかの院の選挙された代議員の3分の1以上
- 2) ロシア連邦大統領
- 3) ロシア連邦憲法裁判所
- 4) ロシア連邦構成主体の立法議会

④ ロシア連邦憲法の改正の提案がなされてから1年以内に、ロシア連邦最高会議がしかるべき法律を採択しない場合、提案は否決されたものとみなされ、その否決から向う1年間はこれを再び上程することができない。

## 第2部

ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する主権的共和国の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（省略）

ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（条約）

ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を区政する自治州および自治管区の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（省略）

## 第3部

### 経過規定

#### 第1項目

① ロシア連邦憲法において指摘されている連邦法律は、この憲法の施行後1年以内にこの憲法に従つてこれを採択し、または憲法に適合させなければならない。すべてのその他の法律および法的アクトは、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）を除き、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にこれをロシア連邦憲法に適合させなければならない。

② ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有する法律およびその他の法的アクトは、それらがロシア連邦憲法に適合させられるまでの間、ロシア連邦憲法に反しない部分においてこれを適用する。

③ ソ連の法律およびその他の法的アクトは、ロシア連邦の領土において、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しない部分においてこれを適用する。

#### 第2項目

被疑者・被告人がその事件につき陪審員の参加する裁判で審理を受ける権利を有する場合を定める連邦法律、ならびに陪審裁判の組織および活動手続を定める連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日から 2 年以内にかぎり、当該刑事事件の旧審理手続がその効力を維持する。

### 第 3 項目

ロシア連邦憲法の施行の日に住宅の提供のために登録されている人は、その時点よりも悪化しない事由および条件において、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドから住宅を提供される権利を保持する。

### 第 4 項目

国有および地方的所有からコルホーズを除く非国家的な法人および自然人の所有に無償で移管された土地は、その取得の後 2 年間はこれを売却することができない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から 5 年間効力を有する。

### 第 5 項目

- ① ロシア連邦憲法（基本法）に従ってロシア連邦を構成したまたはそれに帰属してきたロシア連邦の構成主体は、この憲法の施行の日から、この憲法に従いロシア連邦の構成主体の憲法的・法的地位を得る。
- ③ ロシア連邦の構成主体は、その施行の日から 1 年以内に、その憲法（憲章）を制定するかまたはそれをロシア連邦憲法に適合させるものとする。

### 第 6 項目

- ① ロシア連邦人民代議員は、ロシア連邦憲法の施行の日から、この憲法の定めるロシア連邦代議員の地位をえ、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙までその地位を保持する。
- ② ロシア連邦最高会議の構成員ではないロシア連邦代議員は、その各院の会議に参加し、各院の委員会および両院合同委員会を構成し、基本的な職場を辞めないでその選挙区において代議員活動を行うことができる。

### 第 7 項目

- ① ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦代議員大会に改組され、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙まで活動する。
- ② 通常のロシア連邦代議員大会は、年に 1 回これを行う。臨時のロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦代議員の 3 分の 1 以上、ロシア連邦大統領の提案によって、これを召集する。
- ③ ロシア連邦代議員大会の管轄には、以下の事項が含まれる。
  - 1) ロシア連邦憲法第 131 条に従ってロシア連邦最高会議が行うロシア連邦憲法の改正のロシア連邦代議員の投票の 3 分の 2 による承認
  - 2) ロシア連邦最高会議の両院の構成員の補充および部分的入れ替え
  - 3) ロシア連邦大統領のロシア連邦における情勢に関する教書、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦計画の遂行に関する年次報告の聴取
  - 4) ロシア連邦最高会議議長の選挙
- ④ ロシア連邦代議員大会は、本項目の第 3 項の第 1 、 2 および 4 号に定める問題についてその執行を義務づける決定を採択する。

### 第 8 項目

- ① ロシア連邦-ロシア憲法(基本法)に定めるロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から、この憲法に従いロシア連邦最高会議の地位を得る。ロシア連邦最高会議の共和国院は国家会議に、ロシア連邦最高会議民族院は連邦会議に、それぞれこれを改組する。
- ② ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日にロシア連邦最高会議の両院の常任委員会および委員会を構成している地域的選挙区選出のロシア連邦代議員のなかから450人以内の範囲で国家会議の代議員を補充する。
- ③ ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦の各構成主体の平等代表を保障できるよう、民族・地域選挙区選出のロシア連邦大議員の中から必要な人数だけ連邦会議の構成員を補充する。連邦会議の構成において各構成主体からの平等な代表を保障するために、しかるべき代議員集団の同意をえて、しかるべき選挙区またはその他の地域選挙区から選出されたロシア連邦代議員を連邦会議に加えることができる。
- ④ ロシア連邦最高会議議長は、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙までの間、
- 1) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の審議に付される問題の準備に関する一般的指導を行い、
  - 2) ロシア連邦最高会議に対し、しかるべき不在のときのためにロシア連邦最高会議第1副議長および副議長の職の選出のための候補者を提案し、
  - 3) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の両院合同会議においてその議長を務める。
- ⑤ ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長は、ロシア連邦最高会議議長の委任により、ロシア連邦最高会議議長の一定の機能を遂行し、議長が不在のときまたは一時的にその義務を遂行できないとき、議長の代行を勤める。
- ⑥ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦-ロシア憲法(基本法)に従って選挙されたロシア連邦最高会議の任期が満了するまでその活動を行う。
- ⑦ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦最高会議の両院、その委員会および両院合同委員会の活動を調整する。
- ⑧ この憲法の施行の日までにロシア連邦人民代議員大会またはロシア連邦最高会議によって選挙されまたは任命された公務員は、ロシア連邦最高会議によって解任されないかぎり、その権限を保持する。

## 第9項目

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦-ロシア憲法(基本法)の定めるロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法によるロシア連邦大統領の地位をえ、新しいロシア連邦大統領の選出までその職に留まる。

## 第10項目

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の任命は、ロシア連邦憲法の定める手続によりこれを行う。

## 第11項目

ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、その選挙された任期が満了するまではその権限を保持する。

## 第12項目

① ロシア連邦検察庁は、しかるべき連邦法律の制定および司法改革が実施されるまで間、犯罪との闘争【犯罪対策】に関する法保護機関の活動を組織し、その活動を指導し、刑事訴追および公訴の維持、犯罪捜査・取調べおよび刑事罰の執行の適法性に対する監督を行い、ロシア連邦の法律および大統領令

の執行の監督を行い、その違反の除去および有責者の追及に関する措置を講じ、権力の代表制機関および執行機関、地方自治機関、その他の組織および公務員の違法なアクトについて裁判所への提訴を行う。

② ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦検事総長およびその下部のすべての検事は、その選任された期間が満了するまでその権限を保持する。